認可外保育施設 開設の手引き

(盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 令和6年8月)

目 次

Ι	保育施設のよりよい運営をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Π	保育施設運営に伴い必要となる手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.8
	I 届出······	.8
	2 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	3 利用者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
Ш	: 指導監督基準に沿った施設の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

I 保育施設のより良い運営を目指して

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて大切な時期です。子どもは、人との関わりの中で、生活に必要な習慣や態度を学び、人に対する愛情と信頼感や自主性、自律性を育てていきます。

保育施設の運営に当たっては、まだ十分に話ができない子どもが、豊かな可能性をもった一人の人間であることを認識して、保護者と協力しながら、子どもの健康や安全に十分配慮し、情緒の安定した生活ができる環境のもとで、保育を行うことが必要です。

保育施設運営の基本的留意事項

Ⅰ 施設・設備について

保育施設は、乳幼児が生活する場であり、安全な生活環境の確保、非常時の安全確保の観点から施設・設備 に望まれる基準は、次のとおりとなっています。

以下の【基準】は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月 29 日付けこ成保第 206 号)(別添)「認可外保育施設指導監督基準」によります。

■ 施設の広さについての基準:乳幼児1人あたり 1.65㎡以上必要です

保育専用として使用する部屋(保育室)の広さは、乳幼児 | 人あたり | 1.65 ㎡以上必要です。 保育室の広さは、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含みません。 ※ 乳幼児には、一時預かり、時間預かりの利用者数も含みます。

【基準】認可外保育施設指導監督基準 第2 Ⅰ(2)



■ 非常時の安全確保のための基準

非常災害に対する措置及び設備は、保育室を設置する階によって異なります。

	階の場合	2階の場合	3階以上の場合
①消火用具の設置	•	•	•
②非常口(玄関とは別の勝手口など)の設置			
(%1)	•	_	•
③消防法上の消防計画の作成、消防署への届			
出及び防火管理者を消防署に届出(30 人以上	•	•	•
の施設の場合)(※2)			
④避難消火訓練の実施(毎月)	•	•	•
⑤昇降用階段・避難階段・窓枠・バルコニーなど			
乳幼児が立ち入る場所に転落防止設備を設置			
⑥避難階段の設置(※3)		•	•
⑦耐火建築物であること			•
⑧調理室とそれ以外の部屋を特定防火設備で			
区画すること、又は延焼防止のための設備等を			•
設置すること(※4)			
⑨壁、天井の室内に面する部分には、不燃材料			
を使用すること			
⑩非常警報器具又は非常警報設備及び消防署			
へ火災を通報する設備の設置			
①カーテン、敷物等の防炎処理			•

【基準】認可外保育施設指導監督基準 第3、第4

- ※1 非常口については、火災等非常時、乳幼児の避難に有効な位置に、適切に配置してください。
- ※2 30 人未満の施設にあっても、消防計画の作成・届出、防火管理者を届出いただくのが望ましいです。
- ※3 避難階段については、階数によって基準が異なります。認可外保育施設指導監督基準第4を確認してく ださい。
- ※4 3階以上の調理室の構造等については、認可外保育施設指導監督基準第4の(2)のウを確認してください。
- ※ なお、認可外保育施設は消防法に定める防火対象物に該当する場合、定期的な消防設備点検が必要と なりますので、最寄りの消防署に確認を行ってください。

■ その他の主な基準

【基準】認可外保育施設指導監督基準 第2 1、3

- 便器の数はおおむね幼児20人につき1基以上。
- 調理室(調理スペース)と保育室の区画。 衛生上・安全上の観点から、仕切りは固定式のものが望ましい。
- 乳児室とそれ以外の保育室の区画。 事故防止上、乳児と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましい。やむを得ず部屋を別にできない場合は、幼児が容易に乳児の保育場所に入れないようにベビーフェンス等で区画する。
- 保育室の採光及び換気の確保。

建物の構造や設備については、上記のほか、建築基準法上の児童福祉施設としての要件を満たすことが必要です。確認事項が多く、専門的な内容を含みますので、届出前に建築士等に要件について御相談ください。

2 保育従事者について

乳幼児がどのような保育を受けるかは、乳幼児が健全に成長していく上で大きな影響を与えることになります。 そのため、保育を担う保育従事者の配置や資格等についての基準が次のとおり定められています。

■ 保育従事者の配置数について

- 在籍児童数に対する保育従事者数は、児童の年齢に応じて次のように定められています。
 - ・乳児(0歳児)3人につき保育従事者1人以上
 - ・1、2歳児 6人につき保育従事者1人以上
 - ・3歳児 20人につき保育従事者 | 人以上
 - ・4、5歳児 30人につき保育従事者1人以上
 - ※ ここでいう児童の年齢は、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

【基準】認可外保育施設指導監督基準 第1

○ 上記の保育従事者数は、常勤職員人数により計算します。非常勤職員は、勤務延べ時間数の合計を常勤 職員の勤務時間で割って、常勤職員に換算します。

例:常勤職員が週5日·8時間勤務となっている場合、週5日·6時間勤務の職員は 0.75 人換算 週3日·8時間勤務の職員は 0.6 人換算

○ | 日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設においては、主たる開所時間については、原則として、おおむね上記の保育従事者数を満たした上で、常に2人以上保育従事者を配置することが必要です。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、保育する乳幼児が | 人の場合は、複数の保育従事者を配置しないことも可能です。

○ |日に保育する乳幼児数が6人以上|9人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が|人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど、安全面に十分配慮することにより、複数の保育従事者を配置しないこともできますが、事前に御相談ください。

■ 保育従事者の資格について

【基準】認可外保育施設指導監督基準 第1 1(2)、2(2)、3

I日に保育する乳幼児の数が	在籍児童数に対する必要な保育従事者数のうち、3分の1以上が保育
6人以上の施設	士又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有していることが
	必要。
	また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者を1人以上配置するよ
	う努めること。
日に保育する乳児数の数が	保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を
5人以下の施設	有する者又は市町村長等が行う保育に従事する者に関する研修を修了
	した者であること。
居宅訪問型保育事業(ベビー	保育士又は看護師。
シッター)	それ以外の従事者については、次のいずれかの研修を受ける必要があり
	ます。
	①地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子
	育て支援員研修(地域保育コース※)
	※ 企業主導型保育助成事業の実施主体が実施する研修も含みます。
	②公益財団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成
	研修及びベビーシッター現任研修
	③指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協
	会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

- 有資格者であることを証明する書類(「保育士証」の写し、「看護師(または准看護師)免許証」の写し)を 整備しておく必要があります。
 - ※ 現在、保母資格のみを保持している方は、保育士資格の登録が必要になります。そのほか、氏名·本籍 地の都道府県に変更を生じた際は、保育士証の書換えを行わなければなりません。

詳しい説明及び更新手続きは、こちらから行えます。

【日本保育士協会 登録事務処理センター】 https://www.nippo.or.jp/hoikushi/

○ 保育士の資格を有していない者は、保育士又は保母、並びに保父等、これに紛らわしい名称を使用すること はできません。

■ 安全計画及び業務継続計画の策定について

認可外保育施設においては、子どもの安全を確保するための、施設ごとの安全計画の策定が義務付けられています。また、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画についても、策定することが努力義務となっています。

つきましては、施設の設置に当たっては、下記資料を熟読の上、安全計画(及び、業務継続計画)を策定して ください。

【安全計画及び業務の策定についての案内(市ホームページ)】

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1042120.html

【安全計画についての案内】

https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/042/120/06anzenkeikaku_ninkagai.pdf

【業務継続計画についての案内】

https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/042/120/06gyomukeizoku_ninkagai.pdf

https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/042/120/03gaidorain.pdf

【計画のひな形】安全計画 word PDF

業務継続計画 word PDF

【基準】

安全計画 認可外保育施設指導監督基準 第7(8) 業務継続計画 認可外保育施設指導監督基準 第3 I(2)



←ダウンロードページ は、こちらの電子コード からもアクセスできま す。

■ 見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト

その他、こども家庭庁より発行されている「見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト」にて、毎年の立入調査において認可外保育施設指導監督基準に適合していない項目として上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものがまとめられております。

御参考のうえ、適正な保育内容・保育環境の確保に努めていただくようお願いします。

【見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト(こども家庭庁)】 https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/checklist/



Ⅱ 保育施設運営に伴い必要となる手続き

I 届出

就学前児童の保育(児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務)を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設のうち、一定の条件を満たすものは届出が必要です。

幼児教育等を目的としている施設においても、乳幼児が保育されている実態(※)がある場合は、保育所と 同様の業務を目的としている施設として届出対象施設となります。

※ 就学前の児童を対象として、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上、施設で親と離れて保育することを常態としている場合は、保育されている実態があるとみなします。(認可外保育施設指導監督の指針第12(留意事項2))

施設の種類	内容	届出対象施設	届出対象外施設
その他の保育施設	下記のどの施設にも該当し ない保育施設		
夜型保育施設 (ベビーホテル)	夜間保育(保育時間が 20 時を超えるもの)、宿泊 を伴う保育のいずれかを行っている施設	すべての施設	
事業所内保育施設	企業や病院などにおいて従 業員などの乳幼児のみを 対象とした施設(院内保育 施設・企業内保育施設・企 業主導型保育施設)	すべての施設	
幼稚園併設施設	幼稚園を設置する者が当 該幼稚園と併せて設置して いる施設	幼稚園の在園児と区分された専用のスペースで専 従の職員により保育を実 施している施設	幼稚園の在園児と同じ部 屋で預かり等を実施して いる施設
居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)	乳幼児の居宅において、保 育を行う事業	すべての事業	
店舗等において顧客 の乳幼児を対象とし た一時預かり施設	デパート、自動車教習所、 歯科診療所等に付設され た施設	顧客の乳幼児以外を預 かる施設	顧客の乳幼児のみを預 かる施設
臨時に設置された施 設	イベントの開催時などに臨時に設置された施設	半年を超えて設置される 施設	半年を限度に設置される 施設
親族間の預かり合い	設置者の4親等以内の親 族が対象の施設	親族の乳幼児以外を預 かる施設	親族の乳幼児のみを預 かる施設

■ 届出先

盛岡市内に認可外保育施設を設置する場合は、盛岡市役所子育であんしん課が届出先になります。 なお、市内に新規に設置する際は、市からの説明事項や登録内容の確認がありますので、事前に子育であん しん課保育サービス推進室(電話:019-626-7553(直通))に電話予約の上、窓口にお越しください。

■ 届出期限

届出が必要となる事由が発生してから1箇月以内です。

■ 届出方法等

子育てあんしん課の窓口に持参又は郵送にて提出してください。届出様式は、市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1035609.html

(I)認可外保育施設設置届

【様式 I (及び別紙)】居宅訪問型以外の施設 様式 word PDF 別紙 excel PDF 居宅訪問型 様式 word PDF 別紙 excel PDF

① 必要となる場合

- ・新たに保育施設を開設した場合
- ・既存の保育施設の設置主体がかわった場合 (単なる社名変更等の場合は変更届となります)
- ・休止していた施設を再開する場合



←ダウンロードページ は、こちらの電子コード からもアクセスできま す。

② 添付書類

	右記以外の 施設	企業主導型	5人以下の 施設	居宅訪問型 (ベビーシッター)
施設の案内リーフレット等(利用者向けに配布等を行っているもの)	0	0	0	0
施設周辺の地図(最寄りの駅やバス 停からの経路がわかるもの)	0	0	0	_
施設の構造及び面積がわかる図面	0	0	0	
保険契約書の写し	0	0	0	0
保育従事者のうち有資格者の資格 が確認できる書類	0	0	0	0
職員の研修受講状況が分かる書類	0	0	0	0
子どもの預かりサービスマッチングサイトを利用する事業者は、そのサイトにおけて提供するサービスの内容に関する情報が掲載されたページの写し	_	_	-	0
企業主導型助成決定通知書の写し	_	0	_	_

[※] なお、その他必要と認める書類をご提出いただくことがあります。

(2)届出事項変更届【様式2】 word PDF

① 必要となる場合

次の届出事項に変更が生じた場合【児童福祉法施行規則第 49 条の 4】

- ・施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・施設の設置者が過去に事業停止命令を受けたか否かの別
- ・届出対象施設でなくなった時

② 添付書類

- ・施設の所在地を変更(施設を移転)したときは、施設周辺の地図を添付してください。
- ・建物その他の設備の規模及び構造を変更したときは、施設の構造及び面積がわかる図面を添付してください。

(3)施設廃止(休止)届【様式3】 word PDF

① 必要となる場合

施設を休止又は廃止する場合【児童福祉法第59条の2第2項】 (休止施設を再開するときは、再度施設設置届を提出してください)

② 添付書類 特にありません。

★ 罰 則

届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料が科せられる場合があります。 【児童福祉法第62条の4】

2 報 告

認可外保育施設の設置者は、市長に定例的に施設の運営状況を報告するとともに、施設内で事故等が生じた場合には、随時報告を行うことが義務付けられています。【児童福祉法第59条第1項及び同条2の5第1項】 届出様式は市ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1035609.html

■ 報告が必要となる施設

全ての認可外保育施設です。(届出対象外施設も含みます)



←ダウンロードページ はこちらの電子コード からもアクセスできま す。

■ 提出先

- (1) 定例報告 施設所在地の監査担当課(盛岡市役所地域福祉課)
- (2) 臨時報告 施設所在地の保育担当課(盛岡市役所子育であんしん課)

■ 提出方法等

- (1)定例報告(運営状況報告)【様式4】 様式や提出時期については、盛岡市役所地域福祉課から別途御案内します。
- (2) 臨時報告(特別報告)
 - 事故等が生じた場合【様式 | 1 の |] word PDF
 - ② 死亡事故並びに治療期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故の場合【様式 | | の | 、2】 様式 | | の | word PDF 様式 | | の2 excel PDF
 - ・施設の管理下において、死亡事故、治療期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う事故、食中毒等の 重大な事故が生じた場合は、発生後、速やかに報告してください。(骨折の場合も必ず報告してください。)
 - ・特に重大な事故(園児の死亡等)の場合は、電話にて至急報告の上、書面で報告するようにしてください。
 - ③ その他、重篤ではない事故等(保育中の怪我で医療機関を受診した場合や、日本スポーツ振興センター災害共済給付等を受ける場合等)
 - ④ 長期滞在児がいる場合【様式 I2】 word PDF
 - ・施設に 24 時間かつ1週のうち、おおむね5日程度以上滞在している児童がいる場合は、速やかに報告してください。

3 利用者への情報提供

施設の設置者は、施設の利用者に対する情報提供として、

- ・サービス内容の掲示
- ・利用者に対する契約内容等の説明
- ・ 利用者に対する契約内容等の書面(いわゆる契約書)交付を行わなければなりません。

【児童福祉法第59条の2の2~4】

(1)サービス内容の掲示【児童福祉法第59条の2の2】

利用者の見やすい場所にその施設の概要等を掲示することが必要です。

【様式5】 掲示様式 word PDF 記載例 word PDF

- 掲示の内容
 - ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・事業を開始した年月日
 - ・開所している時間
 - ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額(いわゆる利用料金) に関する事項
 - ※1 これらの事項に変更があった場合は、当該変更のうち直近の内容及びその理由
 - ※2 特に企業主導型保育施設の場合、施設で設定している利用料金については、全て掲示を行ってください。また、3歳以上であっても無償化対象外の子どもを預かる可能性もありますので、全ての年齢の利用料金を設定し、掲示を行ってください。
 - ·入所定員
 - ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ・研修の受講状況(1日に保育する乳幼児の数が、5人以下の施設とベビーシッターに限る。)
 - ・契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・緊急時の関係機関等の連絡先及び保護者との連絡方法
 - ・非常災害時の避難場所や避難方法等
 - ・虐待防止に関する研修の実施状況やマニュアルの作成状況等
 - ・設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。受けたことがない場合は、その旨を掲示。)

(2) 利用者に対する契約内容等の説明【児童福祉法第59条の2の3】

利用者に対して、保育サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

実際に施設を見学したい希望者に対しても、保育の実施に支障にならない範囲で、できるだけ希望に沿った対応を行うことが必要です。

(3)契約内容の書面等交付【児童福祉法第59条の2の4】

【様式6】交付様式 word PDF 記載例 word PDF

利用契約が成立した時は、その利用者に対し契約内容を記載した書面(いわゆる契約書)等(※メール等 2次元媒体を含む)を交付することが必要です。

○ 書面の内容

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地(個人事業者の場合は、連絡先のみで可)
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項(利用料金)
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 (保育時間や休園日、給食の有無、延長保育・一時保育などの付加的保育サービスなど)
- ・保育する乳幼児に関して提供している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

Ⅲ 指導監督基準に沿った施設の運営

市長は、保育を目的とする施設の運営状況(児童処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)が児童の 福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

この指導監督については、保育施設の運営に当たって遵守が求められる基準(指導監督基準)を定めていますので、日頃から基準の遵守に努めて、児童の安全確保等、より良い保育のために十分な配慮をするとともに、施設運営に関して具体的な改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、指導監督基準のほか、消防法、建築基準法、食品衛生法、労働基準法等の関係法令を遵守していることが必要です。

具体的な指導監督の流れは、次のとおりです。

(1)立入調査

- ① 定例調査(おおむね年1回程度)
 - ○職員が直接施設を訪問し、指導監督基準に対する適合状況を調査します。
 - ○調査実施については事前に通知します。
- ②特別調査(必要に応じて随時)
 - ○利用者から施設の保育状況に関する通報があった際等、施設の状況を至急確認する必要がある場合 に実施します。

特に問題と思われる部分について、指導監督基準に照らしつつ重点的に調査します。

- ○調査実施については事前の通知・連絡をせずに実施することがあります。
- ★認可外保育施設は、児童福祉法に基づく職員の立入調査や質問に対して協力することが義務付けられています。【児童福祉法第59条第Ⅰ項】

この場合、正当な理由がないにもかかわらず報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えない、虚偽の回答をしたときは罰則の適用もあります。【児童福祉法第62条第3号】

(2) 行政の指導

- ○(1)の調査の結果、指導監督基準が遵守されていない事項については改善を指導します。
- ○改善が必要な事項について、後日文書で通知します。
- ○なお、特に重要な事項については、立入調査結果の通知の中で改善を指示し、文書による改善結果報告を求めますので、速やかに改善措置を講じ、通知を受け取ってから | 箇月以内に改善結果報告を提出してください。
- ★改善指導にもかかわらず改善されない場合であって、児童の安全確保等の観点から問題のある施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっています。【児童福祉法第59条第3項~第5項】

事業停止・施設閉鎖命令に反した場合は、罰則の適用もあります。【児童福祉法第 61条の4】

- (3)「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」について
 - ○立入調査等により、指導監督基準の全項目について適合していることが確認できた場合、「認可外保育施 設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付します。
 - ○当該証明書が交付された認可外保育施設は、保育料等における消費税及び地方消費税が非課税となります。

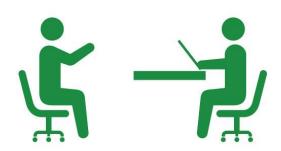
【認可外保育施設の利用料(国税庁)】https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/10/05.htm

○認可外保育施設の利用者が幼児教育・保育の無償化による保育料の補助を受けるためには、利用施設が特定子ども・子育て支援施設等としての「確認」を市から受けていることに加え、当該証明書を交付されている施設であることが必要になります。

【令和6年 10 月以降の認可外保育施設の無償化について(案内チラシ)】

https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/041/chirashi.pdf

- ○当該証明書については、立入調査において、指導監督基準の項目を満たしておらず、口頭指導以上の指摘があった場合、一定期間(結果通知発出から1か月後)までに改善の状況等について報告を求めることとなっており、期間内に報告がされなかった場合、返還していただきます。
- ○施設を廃止した場合も、返還が必要です。
- ○紛失等した場合は、申請により再交付します。再交付後に紛失等した証明書を発見した場合は、発見した 証明書を返還してください。
- <参考>「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日付けこ成保発第236号こども家庭庁成育局長通知)



開設・運営上のチェックポイント

項目	内容	手引き内 参照ページ
事前相談	届出が必要かどうか、どのような手続が必要か等について、市の保育担当 課である盛岡市役所子育てあんしん課に相談してください。	8
施設設置届	新規に施設を開設したときは、盛岡市が定める施設設置届に記入のうえ、 I箇月以内に施設の所在する盛岡市役所子育であんしん課に提出が必要 です。	8
施設変更届	届出対象施設は、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた場合は、変更後 I 箇月以内に盛岡市役所子育であんしん課に提出が必要です。	9
施設休止・廃止届	施設を廃止又は休止する場合には休止又は廃止後 箇月以内に盛岡市 役所子育であんしん課に提出が必要です。	10
休止施設の再開	休止届を提出後、事業を再開するときは1箇月以内に盛岡市役所子育であんしん課に施設設置届を提出してください。	8
定期報告	施設の設置者は、運営状況の報告を、市の監査担当課である盛岡市役所 地域福祉課の指示に従い、定める日までに提出してください。	П
特別報告	事故等があった場合又は長期滞在児がいる場合は、速やかに盛岡市役所 子育てあんしん課に報告してください。	11
立入調査	盛岡市役所地域福祉課が、定期的に施設に立ち入り、運営状況及び施設 の構造・設備について調査を行います。 ただし、児童の処遇上の観点から必要があるときは、随時調査を行います。	14
改善指導	立入調査の結果、改善すべき事項があるときは文書で通知します。	14
改善結果報告	改善すべき事項を文書で指摘されたときは、回答期限までに盛岡市役所 地域福祉課に改善結果又は改善計画を提出してください。	14
改善勧告	改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、市長は改善を勧告します。期限内に改善が行われない場合には、その状況を公表します。緊急を要するときは、通常の手続によらずに勧告を行う場合があります。	14
事業停止命令施設閉鎖命令	改善勧告にもかかわらず改善されていない場合であって、かつ、改善の見 込みがない場合は、市長は児童福祉審議会の意見を聴いたうえで、事業 の停止又は施設の閉鎖を命ずることがあります。緊急を要するときは、通常 の手続きによらずに命令を発する場合があります。	14
子どもへの虐待等の発見	養育者、子どもの親族等による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、盛岡市役所子育であんしん課、こども家庭センター(電話:019-601-2414)、岩手県福祉総合相談センター(電話:019-629-9604)等に相談してください。	_

<届出等手続きに関するお問い合わせ>

○盛岡市子ども未来部子育てあんしん課保育サービス推進室

〒020-0884 盛岡市神明町3番 29号 盛岡市保健所1階

電 話:019-626-7553

ファクス:019-652-3424

<指導監督に関するお問い合わせ>

○盛岡市保健福祉部地域福祉課指導監査係

〒020-8530 盛岡市盛岡市内丸 12番2号 盛岡市役所5階

電 話:019-613-8342

ファクス:019-653-2839